

## 1 いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなくいじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。  
【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

## 2 校内組織

- (1) 平素の取組を推進する組織として、「生活指導部」が業務にあたる。
  - ア いじめの未然防止に関すること（いじめ防止にかかる研修の企画・推進 等）
  - イ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談 等）
  - ウ 毎月1回の生活指導部会を定例として開催する。
- (2) いじめ対応組織として、『いじめ対応チーム』を設置し、組織的に対応する。 ※別紙1  
〈構成員〉
  - 校長、教頭、生活指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
  - ア いじめ事案発生時の対応に関すること
  - イ いじめ防止基本方針に関する評価・改善に関すること
  - ウ 学期1回のいじめ対応チーム会議を定例として開催する。

## 3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

### 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという認識を持ち、いじめを許さない学校風土、学級風土づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童と向き合う時間を確保し、児童との対話を推進する。

### 研修の充実

児童、教職員、保護者が共通の認識に立って「いじめ」の防止に努めるため、以下の研修会を実施する。

- (1) 「いじめ対応マニュアル」（兵庫県教育委員会）を使った職員研修（4月）
- (2) 児童理解研修、特別支援教育研修（5月）
- (3) 学級づくり研修、人権教育研修（8月）
- (4) 児童、保護者、教員向け情報モラル研修（2月）

### 児童の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- (1) 仲間づくり、支え合い認め合う学級づくりを推進する。
- (2) 児童が活動し、児童に分かる、児童主体の授業づくりを推進する。
- (3) 月1回の縦割り班活動（第2水曜日、ふれあいタイム）や児童集会など、児童の自治的活動を推進する中で、リーダー性や協調性を培う。
- (4) 道徳及び学級活動で「いじめ」を取り上げ、児童自らが考え、話し合う活動を全学年で年間指導計画に位置づけ、実施する。（4月、9月、1月）

## 地域や家庭、関係機関との連携

- (1) 「八条小学校いじめ防止基本方針」を「学校ホームページ」で公開する。
- (2) 「学校ホームページ」の随時更新、「学校だより」の定期発行、オープンスクールの実施により、保護者・地域住民への継続的な情報発信を行う。また、八条地区区長会、八条地区コミュニティーセンター（運営委員会、スポーツクラブ 21、青少年育成会議 等）と連携し、児童の健全育成へ向け協働体制をとる。
- (3) 教頭を学校の「いじめの相談窓口」に充て、教職員はもとより保護者・地域住民からの情報収集を行う。教頭が情報を得た際には、校長の指示により速やかに支援体制をつくり、対処する。
- (4) 『豊岡市いじめ対応ネットワーク会議（7月、12月、3月）』に参加し、情報の共有を図る。

## 4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

### 基本的な考え方

- (1) いじめは大人の目につきにくいところで行われることを認識し、教職員が人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、ささいな兆候でも見逃さないよう積極的な認知に努める。
- (2) 児童はもとより、家庭・地域とのネットワークを築き、幅広い情報収集に努める。
- (3) 児童の気持ちや行動、価値観の理解に努め、カウンセリングマインドを持って児童の指導にあたる。

### いじめの早期発見のための措置

- (1) アセステストを実施し、その結果について検討委員会を開催し指導に活かす。（6月、10月）
- (2) 児童の生活実態アンケートを実施する。（児童毎月、保護者6月、10月、2月）
- (3) アセステスト、生活実態アンケートの結果をもとにした教育相談（個別面談）の実施する。（毎月）
- (4) チェックリストなどを活用し、教職員でいじめのサインについて話し合うなど、実態把握に努める。

※別紙2

## 5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

### 基本的な考え方

- (1) 発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対応チーム」を招集し、組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもとで毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (3) 加害児童に対して、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼をおくのではなく、児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- (2) 児童や保護者から通報を受けた場合には、真摯に受け止め、直ちにその対応に着手する。
- (3) 被害児童、通報した児童の安全を確保する。
- (4) 情報を得た場合は、直ちに教頭に報告する。教頭は校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。
- (5) いじめの対応については、〈別紙1 対応の流れ〉に沿って組織的に行う。

### いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめられた児童から事実関係の聴取をする。その際には、「自分が悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高める。また、児童の個人情報の取扱いやプライバシーには十分留意する。
- (2) いじめられた児童の保護者へは、迅速な情報提供を行う。
- (3) いじめられた児童や保護者に徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。

また、事態の状況に応じて、複数の教職員で児童の見守りを行い、児童の安全を確保する。

- (4) いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくり、いじめられた児童が安心して学習できる環境を確保する。

### いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた児童からも事実関係の聴取を行い、いじめの事実関係が確認された場合は組織的に対応し、いじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめの事実関係が確認できたら、いじめた児童の保護者へ迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、対応について保護者の協力を得る。
- (3) いじめた児童への指導にあたっては、毅然とした対応を行う。また、いじめの背景にも目を向けながら、形式的な謝罪で終わるのではなく、いじめた自分の行為の悪質性を理解させ、健全に人間関係を育むことができるように指導を行う。
- (4) いじめた児童への対応においては、必要に応じて外部専門機関の協力を得る。

### いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童には、誰かに知らせる勇気ややめさせる勇気を持つことを、はやしたてるなど同調していた児童には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 「支え合う仲間づくり」を最重要学級課題に据え、授業や学級行事を通して人権意識を高める。

### 特に配慮が必要な児童への対応

- (1) 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、個別の教育支援計画等を活用した情報共有を行い、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り支援する。
- (3) 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、心身への多大な影響や不安感等を十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行う。

### ネット上のいじめへの対応

- (1) 児童向け情報モラルについての授業を行う。(学期に1回)
- (2) SNSや携帯電話のメール利用のマナーや危険性についての指導、及び利用する児童の実態把握を行う。
- (3) ネット上の不適切な書き込みについては、プロバイダや法務局などを通して削除の措置をとる。また、被害が深刻な場合は警察署に通報し、援助を求める。

### 関係機関との連携

事態に応じて、「豊岡市教育委員会」をはじめ「兵庫県教育委員会学校支援チーム」「豊岡こども家庭センター」「豊岡南警察署」などと連絡・相談をしながら支援を受ける。

### いじめの解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3か月を目安)
- ②いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害児童本人及びその保護者に対して、面談等により確認)  
「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守りなどの支援を続ける。

## 6 いじめ防止計画に関わる年間指導計画と評価

月	職員会職・職員研修 等	未然防止へ向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ対応チーム会議① ※1 (方針・年間指導計画 等) 「いじめ対応マニュアル」研修 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 心の教育① (いじめ防止) 学級学年づくり・人間関係づくり ※2	教えてアンケート ※3 教育相談週間
5	学年懇談会保護者への啓発 児童理解研修 特別支援教育研修 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 「命」の授業 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間
6	アセス分析研修会 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 中学校との交流と情報収集 「情報モラル」の授業① 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間 アセステスト① 生活実態アンケート① (保護者)
7	いじめ対応チーム会議② 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 学校評議員会① 民生児童委員との懇談会① 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間
8	カウンセリング研修会 ※4 学級づくり研修 人権教育研修 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 顔見知り運動・市統一ラジオ体操	保護者面談
9	児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 心の教育② (いじめ防止) 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間
10	アセス分析研修会 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 「薬物乱用防止」の授業 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間 生活実態アンケート② (保護者) アセステスト②
11	児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 「情報モラル」の授業③ 「人権」の授業 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間
12	いじめ対応チーム会議③ 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間 保護者面談
1	児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 心の教育③ (いじめ防止) 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間
2	児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 「情報モラル」の授業③ 学校評議員会② 民生児童委員との懇談会② 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間 生活実態アンケート③ (保護者)
3	いじめ対応チーム会議④ (今年度の反省と次年度の課題) 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議 児童の情報交流 (職員会議)	あいさつ運動 学級学年づくり・人間関係づくり	教えてアンケート 教育相談週間

※1 いじめ対応チーム会議：事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議の開催で対応する。

※2 学級学年づくり・人間関係づくり：年間を通して行う。特に、学校行事や特別活動を通して計画的に進める。  
(いじめ未然防止プログラムの活用)

※3 教えてアンケート：「いじめアンケート」「ちょっと教えてアンケート」の2種類を実施する。  
(原則として月初めに実施する。)

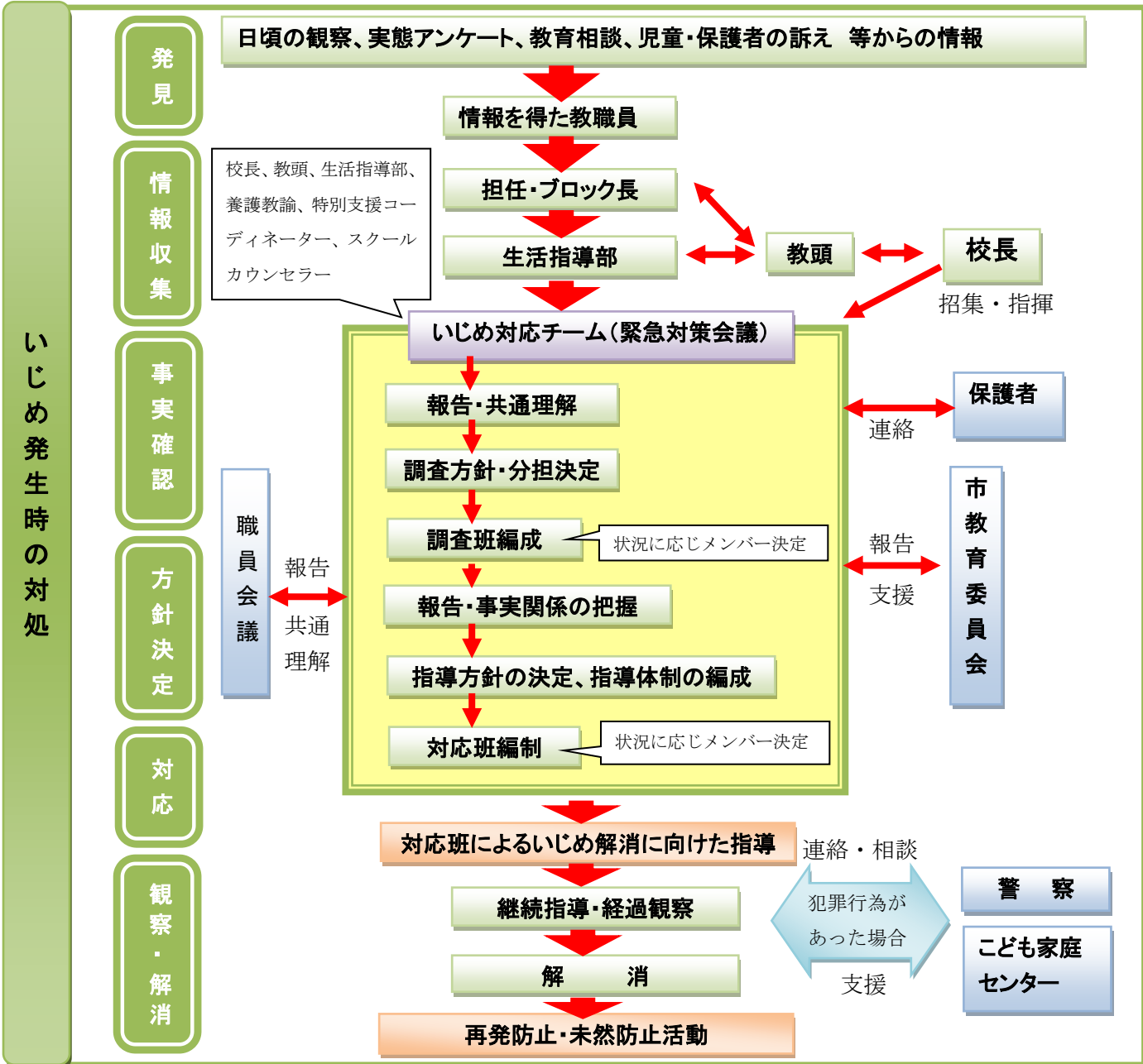
※4 カウンセリング研修会：外部講師を招いての研修等、本校の実態に即した実効性の高い研修を実施する。



## いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

- 未然防止**
- 授業改革（分かる授業、児童自らが活動する授業、体験活動）
  - 研修（いじめ対応の共通理解、児童・教職員・保護者の情報モラル研修）
  - 児童の主體的な活動（学級づくり、児童による啓発活動、縦割り活動）
  - 家庭・地域・関係機関との連携（HP、学校だより、学級懇談会、オープンスクール）

- 早期発見**
- アセステストの実施と検討会の実施（6月、10月）
  - 生活実態アンケート「ちょっと聞かせて」「いじめアンケート」の実施（児童：毎月 保護者：学期1回）
  - アセステスト、生活実態アンケートを受けての個別面談の実施（毎月）



- 評価**
- 取組評価の実施（7月・12月・3月）
  - 次期に向け、見直し（改善方針の明記）

## 別紙2 早期発見のためのチェックリスト

### ◆いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしている

### ◆いじめられている子

#### ◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいだりおどけたりする
- にやにや、へらへらしている
- おどおどしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 表情が暗く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

#### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

#### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 服に靴の跡がついている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 手や足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### ◆いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう